

2025年9月30日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

伊東 良孝 様

消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子 様

独立行政法人国民生活センター

理事長 村井 正親 様

カナリア・ネットワーク全国

共同代表 青山 和子

深谷 桂子

### 国民生活センターテスト部での実証実験の要望書

日頃より、消費者行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。

2023年9月に「移香実験」についてご報告と要望を送付しました、カナリア・ネットワーク全国と申します。日用品に含まれる香料や消臭成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としています。会員数は、2025年9月末現在で約975人です。

前回の要望\*1には一切応えていただけず2年が経過しました。香害被害の声は増える一方で、改善の兆しすらありません。

2024年には、約9000筆の署名が「日本石鹼洗剤工業会と大手3メーカー（P&G、花王、LION）」へ提出\*2されましたが、企業側は被害者団体等との話し合いに応じていません。

当会が、同工業会に対し、会員に行ったアンケート調査結果（資料添付）を示して質問したところ、「香り成分の科学的な特性を踏まえると、特定の条件下において物質間で香りが移る可能性があることは否定できないと考えます。」と、移香を認める旨の回答を得ました。ところが、「科学的にヒトへの安全性が確認された成分のみを使用しておりますので、他の物質に香りが移った場合も、安全性の観点から見て、『香りが移って物品を汚損する』とは認識しておりません。」という、理解に苦しむ見解です。

\*3

消費者行政に携わる皆様は、この間、大手メーカーの製品がどのように変化しているか把握されていますか。近年、各メーカーは、マイクロカプセル等の徐放技術を用いて、香り成分や抗菌成分をさらに繊維に吸着させ、長続きさせるためのリニューアルを競うばかりで、被害に拍車をかけ続けています。

\*4

「好きで使っていた製品なのに香りがきつく頭が痛くなった」、「飲食店で周囲の人の香りで気持ち悪くなった」など、これまで被害を感じずに使っていたユーザーからも、現在の過剰な香りブームに不満を訴える声が増加しています。

2025年8月20日には、研究者グループによる、子どもの香害被害に関する調査結果が発表されました。全国約8000人の小中学生の10%が香害被害を感じたことがあるという、看過できない実態が明らかになっています。<sup>\*5</sup>

繊維の奥に吸着して残る物質であるならば、洗濯を繰り返すほどに蓄積していくのは当然のことです。たとえ使用量を守っていても、衣類の香りはどんどん強くなっています。ところが、製品を使っている人は同じ香りに嗅覚が順応してしまい、そのことに気づくこともできません。

誰もが使う日用品に重大かつ深刻な欠陥があることが明らかであるにも拘わらず、現行法では規制できないからと、被害を放置するのは消費者行政の怠慢です。日常生活を奪われ、勤労や就学などの権利さえ奪われている香害被害者は怒りを禁じ得ません。

こうした製品の使用を繰り返した場合、揮発する香料成分濃度が増加していくことは、浦野真弥博士による2022年の論文内<sup>\*6</sup>でも発表されています。製品の繊維への付着・残存率がさらに上がった現在の製品で同じことをすれば、一層顕著な結果が得られると推察されます。

すでに被害を受けている私どもばかりでなく、まだ被害を感じていない人達のためにも、これ以上の健康被害や移香被害が広がらないように、マイクロカプセル等の徐放技術を用いた製品の欠陥を明確にし、一日も早く、安全の確保と品質の改善を事業者に求めていく必要があります。つきましては、その根拠資料とするために、下記のように実証実験の実施を要望いたします。

ご多忙中恐縮ですが、10月31日までにご回答をいただきたくお願い申し上げます。  
尚、いただいたご回答は、カナリア・ネットワーク全国のHP、Facebookで公開させていただきます。

## 記

国民生活センター商品テスト部において、大手洗剤メーカー製品の繰り返し使用による香料等揮発性化学物質の変化を検証してください。

実験の仕様設計にあたっては、被害当事者団体であるカナリア・ネットワーク全国と、類似実験の経験者である浦野真弥博士の参加を求めます。

## 要望の根拠

### 消費者基本法 第二章第十一条（安全の確保）

国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による製品の回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

「安全を害するおそれ」どころか、当該製品すでに著しい健康被害が出ている上に、製品を使用していない、周囲の人や物にも移行被害が及び、個々の生活や人権が侵害されています。製品の安全を確保する施策が必要です。上記十一条の遵守を求めます。

### 消費者基本法 第三章第二十五条（国民生活センターの役割）

独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者から苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

かねてより、他団体からも実証実験の要望が繰り返し出されていることを確認しています。これを行わないということは、上記二十五条に違反するものです。

以上

## <参考>

### \*1. 2023年提出要望書

<https://canary-network.org/wp-content/uploads/2023/09/%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E5%BA%81%E7%AD%89%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93%E3%81%AE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%85%BC%E8%A6%81%E6%9CA%9B%E6%9B%B8%E3%83%BC%E6%9C%80%E7%B5%82PDF.pdf>



### \*2. 日本石鹼洗剤工業会と大手3メーカーへ署名提出

<https://chng.it/FZxV7CvR>



\*3. 当会から日本石鹼洗剤工業会に提出した質問状と回答

<https://canary-network.org/koukaibunsho/>



\*4. 「新ハミングフレア 発香力2倍」(2025年8月発売)

<https://www.kao.co.jp/humming/flair/>



\*5. 「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」の中間報告結果を発表した記者会見資料

<https://nishoren.net/new-information/21829>



\*6. 「家庭用柔軟剤等の使用に伴う揮発成分挙動に関する研究」

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/siej/25/1/25\\_85/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/siej/25/1/25_85/_article/-char/ja/)



<添付資料>

① カナリア・ネットワーク全国による「移香の問い合わせに関するアンケート」調査結果

② カナリア・ネットワーク全国による「移香被害の実態に関するアンケート」調査結果

② のアンケートの911件の回答一覧はこちら



連絡先：カナリア・ネットワーク全国事務局

[info@canary-network.org](mailto:info@canary-network.org)

<https://canary-network.org/member/contact/>

